

令和2年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

令和2年11月17日

西多摩衛生組合議会

令和2年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 令和2年11月17日(火)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	浜中 啓一
副管理者	加藤 育男	副管理者	杉浦 裕之

会計管理者 小林 秀治

監査委員 平田敬太郎

出席議員

1 番 大坪 国広	2 番 原 隆夫	3 番 小川 龍美
4 番 湖城 宣子	5 番 迫田 晃樹	6 番 大勢待利明
7 番 門間 淑子	8 番 馳平 耕三	9 番 印南 修太
10 番 町田 成司	11 番 小林 貢	12 番 武藤 政義

欠席議員

なし

西多摩衛生組合

事 務 局 長	郷 良則	施 設 長	島田 善道
総 務 課 長	葉袋 敏邦	財 務 課 長	松澤 昭治
会計課(兼)フレックスタイム西多摩課長	石川 良仁	計 画 管 理 課 長	古谷 浩明
維持運転課長	中島 勲	企画調整担当主幹	伊藤 義孝

構成市町職員

青梅市環境部長	谷田部祐久	福生市生活環境部長	久保 淳
羽村市産業環境部長	橋本 昌	瑞穂町住民部長	横沢 真

令和2年第2回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和2年11月17日(火)
午後1時30分 開議
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号
令和元年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第4 承認第1号
専決処分の承認を求めることについて
(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)

日程第5 議案第6号
令和2年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)

日程第6 議案第7号
令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

○議長（武藤政義） それでは、皆さん、こんにちは。開会前にご報告をいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、扉、窓を開けての開催となりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

本日は、令和2年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数 12 名、出席議員 12 名、欠席議員 0 名、よって、定数に達していますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、令和2年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。お許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、令和2年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方のご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきましては、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げさせていただきます。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターの可燃ごみの処理について申し上げます。構成市町のごみ搬入量は、令和2年10月末現在で、約3万7,200トンとなっております。

これは、前年同期と比較いたしますと、ほぼ横ばいとなっており、今年度末では、6万1,900トンのごみが搬入されるのではないかと見込んでおります。

また、令和元年台風第19号に伴う宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れにつきましては、本年6月から10月末までの累計で、314トンの搬入がありました。西多摩衛生組合といたしましては、微力ながら被災地における復興の一助に貢献できたものと考えております。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月3日から当面の間、全館を臨時休館とする措置を実施いたしました。

浴場施設につきましては、6月16日以降、感染防止対策を講じた上で営業を再開しているところでありますが、営業再開後の利用者数は、例年の60%から70%程度となっております。

フレッシュランド西多摩の運営にあたりましては、引き続き、状況を見極めながら、利用者の皆様に安心して来館していただけますよう、感染対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、小平・村山・大和衛生組合の広域支援につきましては、8月の議員全員協議会でご報告をした内容に沿い、地元協議会及び周辺住民への説明対応、並びに小平・村山・大和衛生組合との当事者間協議を進めてまいりました。

この結果、11月9日開催の西多摩衛生組合正副管理者会議において、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、支援依頼を受託していくことで決定をさせていただいたところであります。

広域支援等の詳細につきましては、後ほど議員全員協議会の中で、ご報告をさせていただきます。

なお、今次定例会におきましては、決算認定1件、専決処分承認案件1件、予算案件1件、分賦金の変更案件1件、合わせて4件の議案を提案させていただきます。

いずれも、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご承認、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（武藤政義） 以上で、管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名についての件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

7番 門間 淑子 議員

8番 馳平 耕三 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和2年11月10日付、西衛発第542号で、令和2年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長あてに通知がありまして、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第5、議案第6号、令和2年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、日程第6、議案第7号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件につきましては、関連がございますので、一括議題としてご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、代表監査委員、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、11月17日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について、3回までとなっております。なお、1回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第3、認定第1号、令和元年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、ただいま議題となりました、認定第1号、令和元年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、令和元年度のごみ搬入量の実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は、約6万1,700トンで、前年度との比較では、約540トン、0.9%の増量となっております。

次に、環境センターの整備事業であります。令和元年度は、環境センター長寿命化計画に基づく、第1期基幹的設備改良工事の最終年度に当たり、平成30年度からの継続事業として、「燃焼設備」及び「発電設備」の改良工事を実施いたしました。

これにより、発電電力の増加による購入電力の削減効果が得られるとともに、施設の機能回復と、さらなる省エネルギー化が図られました。

また、令和を迎えた5月には、地元協議会と、さらなる厳しい自主規制などを盛り込んだ、新たな公害防止協定を締結し、組合と住民が協働しながら一層の環境負荷低減に取り組んでいく姿勢を示させていただきました。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。令和元年度の浴場施設利用者数につきましては、新型コロナウイルス対策に伴う臨時休館の影響により、令和2年3月分の入館者数は減少となりましたが、年間では、約12万7,000人、一日平均で452人の方々にご利用をいただきました。

このような状況を踏まえまして、決算の概要であります。歳入は、収入済額が23億7,748万2,372円で、このうち、約72%が構成市町分賦金による収入となっております。

歳出は、支出済額22億9,482万3,235円で、予算現額に対する執行率は、97%となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、8,265万9,137円で、この歳入歳出差引額は全額、翌年度への繰越金となるものであります。

以上が、決算の概要であります。令和元年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（武藤政義） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） それでは、認定第1号、令和元年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。お手元の決算書をご覧ください。

決算書の構成でございますが、2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページから7ページにわたりましては、歳入歳出決算の内容となっております。9ページ以降につきましては、決算内容の詳細を記載いたしました事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第1款分賦金から、第6款組合債までの構成となっております。予算現額23億7,175万9,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに23億7,748万2,372円でございます。不能欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。予算現額23億7,175万9,000円に対しまして、支出済額22億9,482万3,235円、不用額は7,693万5,765円でございます。不用額の主なものは、じん芥処理費における工事請負費で、施設維持整備工事の契約差

金と、高額な緊急工事が発生しなかったことによるものでございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきましてご説明申し上げます。

決算内容の詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書でご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。決算書の10、11ページをお開き願います。

歳入におけます事項別明細書でございます。

第1款分賦金でございます。第1款分賦金につきましては、収入済額17億982万2,000円で、これは3市1町からの分賦金でございます。歳入総額の71.92%を占めております。構成市町別の金額につきましては、備考欄記載のとおりで、割合で見ますと、青梅市が46.18%、福生市19.90%、羽村市19.60%、瑞穂町が14.32%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額5,523万8,507円で、歳入総額の2.32%となっております。主なものは、第1項1目使用料で、フレッシュランド西多摩における浴場施設使用料の4,845万9,520円、多目的施設使用料141万750円、余熱利用施設行政財産使用料449万8,091円でございます。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

第3款国庫支出金でございます。第3款国庫支出金につきましては、収入済額1億5,719万6,440円で、歳入総額の6.61%となっております。これは、基幹的設備改良工事の施工に伴う循環型社会形成推進交付金1億5,598万円と、東日本大震災による原子力発電所の事故由来の放射性物質の測定に伴います、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金121万6,440円でございます。

次に、第4款繰越金でございます。第4款繰越金につきましては、収入済額3,376万1,320円で、歳入総額の1.42%となっております。これは平成30年度からの繰越金でございます。

続きまして、第5款諸収入でございます。第5款諸収入につきましては、収入済額1,306万4,105円で、歳入総額の0.55%となっております。内訳といたしましては、第1項1目預金利子、これは歳計現金の運用による利子収入でございまして、収入済額は1万3,535円でございます。

第2項1目弁償金は、フレッシュランド西多摩のロッカーキー紛失時の実費弁償2件分で、収入済額は4,000円でございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

第2項2目雑入は、収入済額1,304万6,570円で、主なものは、フレッシュランド西多摩における食堂施設の光熱水費や自動販売機の電気料を含みます余熱利用施設光熱水費等289万7,822円と、基幹的設備改良工事の施工により、売電が可能となったことによる余剰電力売払収入812万8,635円でございます。

続きまして、第6款組合債でございます。第6款組合債につきましては、収入済額4億840万円で、歳入総額の17.18%となっております。これは、令和元年度に実施をいたしました基幹的設備改良工事の財源といたしまして、財務省と東京都から借入れを行ったものでございます。

以上、歳入につきましては、予算現額23億7,175万9,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに23億7,748万2,372円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。16、17ページをお開き願います。

歳出におけます事項別明細書でございます。

第1款議会費でございます。第1款議会費につきましては、第1項1目組合議会費におきまして、支出済額は132万8,428円、予算現額に対しまして、執行率は81.54%、不用額は30万572円ござい

ます。主なものといたしましては、1節報酬の96万6,328円でございます。

恐れ入ります。18、19ページをお開き願います。

第2款事務所費でございます。第2款事務所費につきましては、第1項1目一般管理費におきまして、支出済額1億9,909万1,757円で、予算現額に対しまして、執行率は97.34%、不用額は542万6,243円でございます。主なものといたしましては、2節から4節までの人件費と、19節負担金、補助及び交付金でございます。

2節、給料をご覧願います。

2節給料は、支出済額が4,958万5,282円で、特別職4名及び一般職職員11名分の給料でございます。

次に、3節職員手当等でございますが、支出済額は、5,965万3,366円で、これは、職員退職手当組合負担金を含みます、一般職職員の諸手当でございます。

続きまして、4節共済費でございます。

4節共済費は、支出済額1,804万7,398円で、主なものは、職員共済組合負担金でございます。

恐れ入ります。20、21ページをお開き願います。

11節需用費をご覧願います。11節需用費は、支出済額が519万7,860円で、主なものは事務用品等を購入いたしました消耗品費175万5,108円と、小学生の見学用パンフレット及び広報用資料の印刷製本費273万8,573円でございます。

次に、13節委託料をご覧願います。13節委託料は、支出済額が616万7,966円で、主なものは、環境センターの床ワックスがけ、及び窓清掃を委託しました庁舎清掃委託料120万1,942円と、新システムへの移行作業等によります電算システム修正委託料108万2,000円でございます。

恐れ入ります。22、23ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料でございます。14節使用料及び賃借料は、支出済額が654万6,276円で、主なものは、パソコン及び複写機等の事務機器使用料296万1,320円と、職員の履歴管理や給与計算等に使用いたします人事給与管理システム使用料129万8,268円でございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金をご覧願います。19節負担金、補助及び交付金は、支出済額、5,032万3,000円で、主なものは、周辺市町地域振興負担金4,800万円と地域環境対策協議会助成金160万円でございます。

周辺市町地域振興負担金につきましては、羽村市・瑞穂町へ、組合周辺の環境対策費としての支出でございます。

地域環境対策協議会助成金は、組合周辺住民で構成します環境対策協議会への支出でございます。

恐れ入ります。24、25ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費でございます。第3款じん芥処理費につきましては、第1項1目じん芥処理費におきまして、支出済額は17億3,718万5,240円、予算現額に対しまして、執行率は96.60%、不用額は6,105万7,760円でございます。主なものは、11節需用費、13節委託料と15節工事請負費でございます。

恐れ入ります。26、27ページをお開き願います。

11節需用費をご覧願います。11節需用費は、支出済額が1億8,665万6,493円で、主なものは、公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入いたしました消耗品費7,807万4,763円と、施設稼動に要する光熱水費8,302万9,274円でございます。

次に、13節委託料をご覧願います。13節委託料は、支出済額が2億5,961万6,283円で、主なもの

は、施設の運転管理の一部を民間委託いたしましたごみ焼却業務委託料1億4,327万6,240円と、施設稼働に伴う環境調査委託料1,362万2,000円、エコセメントの原材料となる飛灰を、二ツ塚の東京多摩エコセメント化施設へ運搬する飛灰搬出運搬業務委託料1,550万3,326円、プラントにかかるコンピュータ機器等の保守点検業務でございます中央監視設備保守点検委託料1,251万4,000円でございます。

少し飛びまして、30、31ページをお開き願います。

15節工事請負費でございます。15節工事請負費につきましては、支出済額が11億2,610万1,960円で、主なものは、プラント設備の維持管理を目的に、毎年実施をしております施設維持整備工事4億6,088万4,200円と、設備の性能回復及び環境負荷の低減等を目的といたしました基幹的設備改良工事5億7,004万7,760円でございます。

恐れ入ります。32、33ページをお開き願います。

第4款余熱利用施設事業費でございます。第4款余熱利用施設事業費につきましては、第1項1目施設運営費におきまして、支出済額は1億5,853万9,230円、予算現額に対しまして、執行率は95.96%、不用額は666万1,770円でございます。主なものは、11節需用費、13節の委託料でございます。

11節需用費をご覧願います。11節需用費は、支出済額6,543万5,797円で、主なものは、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費4,522万5,961円でございます。

恐れ入ります。34、35ページをお開き願います。

13節委託料をご覧願います。13節委託料は、支出済額が8,325万6,144円で、主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運営業務委託料6,516万9,373円と、空調設備やポンプ、ボイラー等、施設に付随した機器の保守点検業務を委託いたしました設備機器保守点検整備委託料797万4,522円でございます。

恐れ入ります。36、37ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料をご覧願います。14節使用料及び賃借料は、支出済額が439万3,839円で、主なものは、サウナマット賃借料240万3,200円でございます。

恐れ入ります。38、39ページをお開き願います。

第5款公債費でございます。第5款公債費につきましては、支出済額が1億9,867万8,580円、予算現額に対しまして、執行率は99.95%、不用額は9万4,420円でございます。

第1項1目元金は、支出済額が1億9,481万2,654円で、平成12、13年度に借入れを行いました余熱利用施設建設事業費の償還金6,646万4,028円と、平成25年度から28年度にかけて借入れを行いました基幹的設備改良工事費の償還金1億2,834万8,626円でございます。

第1項2目利子は、386万5,926円で、元金と同様、余熱利用施設建設事業費と、基幹的設備改良工事費の利子償還でございます。

第6款予備費の支出はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額23億7,175万9,000円に対しまして、支出済額は22億9,482万3,235円、不用額は7,693万5,765円、執行率は96.76%でございます。

恐れ入ります。41ページをご覧願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は23億7,748万2,000円、歳出総額は22億9,482万3,000円、歳入歳出差引額は8,265万9,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は8,265万9,000円でございます。

恐れ入ります。42、43ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、土地、建物ともに、決算年度中における増減はございません。恐れ入ります。44 ページをお開き願います。

取得価格 50 万円以上の物品に関する調書でございます。こちらにつきましても、決算年度中における増減はございません。

以上で、認定第 1 号、令和元年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。私からの説明は、以上でございます。

○議長（武藤政義） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。平田敬太郎監査委員。

○監査委員（平田敬太郎） それでは、ご指名をいただきましたので、令和元年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査につきまして、ご報告をいたします。

令和元年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る令和 2 年 10 月 6 日、午後 2 時 00 分から、組合会議室におきまして、小川監査委員とともに、管理者・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙、審査意見書を送付いたしておりますことを、あらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が、地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました令和元年度決算書類等は、地方自治法その他関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましても、関係諸帳簿と照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

このようなことを踏まえましての審査意見でございますが、令和元年度の組合事務事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、限られた予算の中で、着実に事務事業が遂行され、所期の目的が達成しているものと判断をいたしましたところでございます。

令和元年度においては、平成 25 年度から 7 年にわたる環境センターの基幹的設備改良工事の完了により、発電能力が向上し、電力エネルギーの有効活用を図るなどの成果が見られ、その他の事務事業についても効率的に執行し、健全な財政運営が行われていることが確認できました。今後も引き続き、地域に根ざした運営を心がけていただきたいと考慮するものであります。

最後になりますが、施設の安全かつ安定的な運転と、環境に配慮した適正な維持管理のもと、公明、公正な事務事業が執行され、地域住民の負託に応えることを希望しまして、決算審査意見書といたしました。

以上、令和元年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 以上で、監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1 番大坪議員。

○1 番（大坪国広） 1 番、大坪です。2 点ほどお伺いいたします。ページは、10 ページ、11 ページの使用料の件です。最初は、管理者のあいさつの中で 3 月 3 日から閉鎖したということで、この影響で 30 年と比較して起こったのかというふうに想定するのですが、この影響を含めるのは、令和 2 年度になるのかなというふうに見たのですが、そこら辺の見通しはどうか。それがまず 1 点です。

それから、もう 1 点は、14 ページ、15 ページの残金のところの鉄屑等売払代金 66 万 1,336 円、これ

鉄と非鉄金属、アルミとか、銅とかしんちゅう、そういうのが含まれるかと思うのですが、参考までに知りたいのですが、どの程度の量があるものなのかっていうところを知りたいわけです。それでは、よろしく願いいたします。

○議長（武藤政義） 石川フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、私から1点目のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問いただきました使用料におきまして、令和元年度に影響した使用料収入でございますが、令和元年度につきましては、冒頭ご説明させていただいたとおり、3月3日より3月31日までの約1か月の臨時休館をさせていただいたところでございます。これの影響額でございますが、予算額との比較では、浴場施設使用料、多目的施設使用料、集会施設使用料等々、加味しますと、全体で154万1,000円ほどの減額となっております。

これは、あくまで予算額に対する減額でございます。実際の実質数値でございますが、令和元年度は2月の末まで、冒頭、管理者のごあいさつにもありましたとおり、順調な入館者数で維持しております。30年度と比較しますと、令和元年度は、2月末までは前年度を上回る入館者数がおりました。したがって、それを加味して試算いたしますと、予算では、浴場施設使用料で104万円ほどの減額なのですが、実質のところで見ますと、おおよそ浴場施設使用料だけで、臨時休館の措置を取らなかった場合は、おおよそ290万円ほどの減額となっております。

これは、あくまで前年度の3月分の決算額をもとに試算した結果でございます。実質の影響額は、おおよそ290万円ほどあると考えてございます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 2点目の15ページの鉄屑等売払代金の量の関係なのですが、元年度につきましては、全体で508.72トンを出しております。こちらの方なのですが、焼却炉が6万703トン焼却しておりますので、率にすると0.84%ぐらい、1%未満でございますので、ごみの分別はできているものと判断しております。

以上です。

○議長（武藤政義） 1番大坪議員。

○1番（大坪国広） 1点目は良くわかりました。2点目で、私、知りたいのは、66万1,336円のおおまかな内容といえますか、鉄が大体何キロぐらいあって幾らなのか。あるいは非鉄金属と言われる銅とか、しんちゅうとか、それぞれ値段が違うと思うのです。そこら辺を知りたいのですが、もしわかったらお願いいたします。

○議長（武藤政義） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） プラントの性質上なのですが、当組合の場合、鉄屑、アルミ、大きいスチール缶とか、あるいはしんちゅうだとか、ステンレス等は、一緒に排出されてしまうので、先ほど言った508トンというのは、全体の量で、その割合が、例えば鉄屑が何%だとか、アルミが何%とか把握はしておりません。全体で508トンの鉄屑の出状況となっております。

以上です。（「了解です。」と大坪議員の声あり）

○議長（武藤政義） ほかにございますか。7番門間議員。

○7番（門間淑子） すみません、ちょっと2回に分けて質問します。

まず、13ページの国庫支出金のところで、循環型社会形成推進交付金など、新たな交付金を受けて、

追加工事が成されたということで、事務報告書では 38 ページになりますけれども、この第 1 期基幹的設備改良工事というのが、7 年間に渡って進められたというふうに思います。第 2 期基幹的設備改良工事というのは、2028 年ぐらいから予定しているというふうに、以前にお聞きしたところですが、そうしますと、あまり間がなく、また次が始まっていくのかなという気もするのですけれども、この第 1 期の工事の中でも前期の 4 年間と後期の 2 年間というのは、工事の質がちょっと違うと思うのですが、その前期の 4 年間の工事でいけば、2028 年からということになるのでしょうか。

10 年ぐらいで、次の工事にいくということのようですけれども、その後期 2 年間の、とりわけこれは前期関係だと思えますが、これも 10 年ぐらいでさらに改良を加える必要があるのかどうかです、この 7 年に及んだ改良工事の成果と見通しをお聞きします。まず、それが 1 点目。

それから、決算書の 27 ページの消耗品の中で、予算の時にここの薬品代について、循環組合の工事があるために、飛灰を固めなければならないというような説明があったと思うのですけれども、循環組合の工事がどうなっているのか。その固化していく薬品というのは、今後も、次年度も使っていくことになるのかどうかをお聞きします。

それから、同じ側の高木剪定委託料というのが同じページにありますけれども、これ多分、2 年に一遍ぐらいの予算立てになっていると思いますけど、30 年度は確か台風の影響で倒木を片づけたというのがあったと思います。衛生組合の樹木というのは、高木が多いというような、以前に説明があったと思いますけれども、大体何本ぐらいあって、どのような循環で剪定しているのか。2 年おきに大体こんな感じでいくのかどうかということについて、まず 1 回目です。

○議長（武藤政義） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） では、最初の方のご質問にお答えしたいと思います。

第 1 期基幹的設備改良工事の最初の 4 年と後の 2 年で行っているというのは、これは事実でございます。これは最初の 4 年で工事を行いまして、その結果、余剰蒸気が多く出てしまいました。その関係で、発電機の方も交付金をいただけるのであれば、能力アップを図ってこうということで、残りの 2 年で発電機の工事。あと本来なら、基幹的設備改良工事ではなく、一般の更新工事で行おうとしておりました燃焼設備の改良、これもメーカーのいろいろな工夫によりまして、交付金対象になるということもわかりましたので、そちらも残りの 2 年で更新を図ったというのが第 1 期基幹的設備改良工事でございます。

そして、今後の第 2 期基幹的設備改良工事なのですけれども、基準年が平成 25 年、この年に私どもが中央制御室のコンピュータシステムを更新しています。この寿命は、一般的に 15 年と言われております。したがって、1 回目は平成 10 年の運転開始時、平成 25 年、更新をいたしました。これを第 1 期基幹的設備改良工事のスタートとしております。したがって、そこからまた 15 年先に、第 2 期基幹的設備改良工事を着工していきたいというふうに考えております。

また、この第 2 期基幹的設備改良工事は、残りの寿命も考えまして、第 1 期ほどの大がかりな工事は、少なくなるのではないかと、残りの 10 年を何とか運転できるような、そのような工事になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 2 点目の東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設の状況と、高木剪定委託の状況ですけれども、まず、1 点目、エコセメント化施設の状況は、先ほど議員がおっしゃったとおり、昨年度については、エコセメント化施設の大規模な改修は 5 月にございました。その時

にやはり乾燥灰は搬出できない状況になりましたので、乾燥灰に薬剤を入れて湿灰として搬出した経過がございます。

今後のエコセメント化施設の状況なですけれども、現在の東京たま広域資源循環組合の公害防止協定は、エコセメント化施設を 20 年間使うという協定になっています。その後どうなるかわからないのですけれども、令和 7 年度までについては、エコセメント化施設を使っていくと聞いております。

2 点目の高木の剪定委託につきましては、昨年度はクスノキを 65 本、ケヤキを 23 本、ヒマラヤスギを 5 本、合計 93 本の剪定を行っております。こちらの方につきましても、先ほど議員おっしゃったとおり、平成 30 年に、9 月末から 10 月にかけて大きい風台風がありまして、羽村市とか構成市町の方の高木が結構倒れた経過ございましたので、このため令和元年度については、剪定作業をさせていただいております。

こちらの方、どのようなサイクルでやっていくのかについては、クスノキとヒマラヤスギについては、結構、樹木の成育が良いので、各年ごと、そのほかケヤキとか、桜等については、様子を見ながら剪定をしていくような状況になります。定期的にやっているのはクスノキとヒマラヤスギになります。

以上です。

○議 長（武藤政義） 7 番門間議員。

○7 番（門間淑子） 改良工事の方ですが、今回の第 1 期の方は、コンピュータを取り替えたといいますか、基本なところの更新を行ったというのは理解しているのですが、そうしますと、後期の方の発電設備とか燃焼設備の方も、それにあわせて 15 年ぐらい持たせていくというふうに考えていいのでしょうか。それぐらいは持つというものなのかどうか。だから一応、予定では 2028 年ということをお聞きしていますが、それよりもうちちょっと遅れて次の工事は考えてもいいというふうに、いいのかどうかということですね。

それから、循環組合の方は、まだこれからも同じように、飛灰を固めていくということでもいいのでしょうか。

それから、高木の方は、93 本剪定したということですが、もっとたくさんあるわけですよね。大体何本ぐらい構内に、最初にバッファゾーンをたくさん造ってほしいということで、かなり植栽したと思うのですけれども、大体どのくらいあるのか、お聞きします。

○議 長（武藤政義） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） 基幹的設備改良工事のご質問にお答えいたします。

後半 2 年で行いました発電設備改良工事と燃焼設備改良工事、これは運転開始から見ますと、おおよそ 20 年目で行っております。したがって、今後も 20 年以上は、全く改良工事行わずに済むものと考えております。ただし、ほかの小さな不具合とか発生しますので、その辺は手入れをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（武藤政義） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 2 点目のまず最初はエコセメント化施設の方なのですが、令和 7 年度までエコセメント化施設は使って、令和 8 年度以降については、今後、検討していくというふうに聞いております。

2 点目の高木剪定委託については、高木というのは先ほど言った 93 本プラス何本で 100 本ぐらいあるので、低木については、数まで把握してないので、現在、シルバー人材センターの方をお願いして、低木なので、そちらの方で剪定作業を常時、毎年やっていただいているような状

況となっております。

薬剤を使っていくのかという質問なのですが、エコセメント化施設に搬出する時には、乾燥灰については、薬剤は使いません。また、埋立が始まると、乾燥灰は薬剤処理を行わないと搬出できないので、薬剤を多く使用することになります。

以上です。

○議長（武藤政義） 7番門間議員。

○7番（門間淑子） いいですか。続けて。続けます。

ページでは、決算書 31 ページになります。先ほどの決算説明の中で、本年度は大きな緊急工事はなかったということで、予算が少し減額になっていますが、この 2019 年の緊急工事は、どのようなことをしましたか。

それから、職員の健康診査のところ、健康診査の費用、ページ数がどこかっちゃったんですけど、決算書では 56 ページになっていますが、決算書じゃない、事務報告書では。予算に対して執行額が幾らかしたんですけど、これは受診者が少なかったからなのか、受診ができない、何か忙しくて受診できなかったとか、そういうことなのか、限られた人数なので、できるだけ健康でいていただきたいというふうに思うのですが、健康診査の予算額が全額使われなかったのはなぜかということをお聞きします。それが 2 点目。

それから、決算書の 35 ページにイベント委託料がありますが、事務報告書 120 ページを見ると、イベントっていうと、この地場野菜の直販ということになるのかどうかですね。この当たりがちょっと良くわからなくて、これは単価契約になっていると思うのですが、どんなふうなイベントがあったのか、お聞きします。

○議長（武藤政義） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） では、決算書の 39 ページの緊急工事の件について、お答えをいたします。

緊急工事につきましては、毎年実施をさせていただいております施設維持整備工事、これ定期補修工事です。その中で、ほとんどのものを開放、点検するのですが、この中で新たに発見をされる不具合、工事仕様がない部分を、新たにそこから起工してというのが、時間的な問題もありますので、あらかじめ緊急工事という予算をいただいて、それに対応しているのが現実でございます。

令和 3 年度におきましては、各焼却炉の耐火材、焼却炉の中にコンクリートのような、耐火物が貼ってあるのですが、やはりそうしたものが落下をしてしまいます。それが代表的な緊急工事の案件でございます。その他に、コンベアが減ってしまったり、そういった部位を更新したりもしております。

年間 6,000 万円ほどの予算をいただいているのですが、令和元年においては、1号、2号、3号共通で 3,906 万円ほどの緊急工事が発生しておりました。前年度は、6,500 万円ほど発生しておりました。これも、やはり大きいのはコンベア、耐火材、その規模にもよりますが、金額も増減をいたします。耐火材については、毎年、大なり小なり、この緊急工事で対応させていただいております。これあらかじめ工事費用に入れてしまいますと、健全な部分も削って補修しなくてはいけないというデメリットもございますので、ある程度、緊急工事の対応にならざるを得ないというのが現状でございます。

緊急工事については、以上でございます。

○議長（武藤政義） 石川フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、私から 3 点目のイベントの関係につきまして、

ご回答させていただきます。

決算書では 35 ページになります。各種イベント開催委託料、支出総額が 123 万 5,880 円ということで、この内訳でございますが、議員からご指摘がありました事務報告書 120 ページでございます各種運動教室、フラダンス、ヨガ各々46 回ずつ開催しておりますが、これはご質問いただいた内容のとおり、1 回当たりの単価契約で契約をしております、1 回につき、その講師に対して1万 2,600 円、税込み1万 2,600 円の支払いをしております。これが各々46 回で、92 回のお支払いをしております、これが合計で 117 万 6,480 円になります。そのほか1 件、フェイシャルマッサージというイベントを実施してございまして、これも単体型のものなのですが、こちらが約6 万円ほどの支払いをしております。合わせまして、ここに記載の 123 万 5,880 円の金額のイベント開催委託料として、支払いをしている内容でございます。

○議長（武藤政義） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） 決算書の 21 ページの健康診査委託料の 84 万 5,168 円の受診率のことでございますが、令和元年度の定期健康診断の受診率につきましては 91.9%で、臨職等を含めた受診対象者、37 名の内、34 名が受診しているところでございます。

また、不用額は、消化器検査、これはバリウムですが、の受診率が低かったことによるもので、37 人中 14 名、37.8%の受診率となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 7 番門間議員。

○7 番（門間淑子） そうしますと、緊急工事の方は、それほど大きなものはなかったけれども、大体いつもと同じように各炉の中の耐火物を補修したというのが、大体大きいということですね。わかりました。

職員健康診査については、ほぼほぼ健診しているけれども、契約差金というふうに考えていいのかどうかですね。が、2 点目。

それから、イベントの方は、イベントの設営ではなく、講師料という考え方でいいのかどうかですね。お願いします。

○議長（武藤政義） 石川フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） 実施したイベントの内容でございますが、ご質問のとおり、イベント参加型でやってございまして、これ教室イベントでございまして、教室のイベントの参加型で講師料として、そのイベントはフラダンスはフラダンスの先生に、それからヨガはヨガの先生に、フェイシャルマッサージはフェイシャルマッサージの先生にお支払いしたという形になります。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） これは実績の数字でございます。決算の実績の数字でございますので、ほかの受診率につきましては、100%満たない部分につきましては、ほかの医療機関等を受診しているというような形になっているところでございます。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（武藤政義） ほかにございますか。11 番小林議員。

○11 番（小林 貢） それでは、3 問に絞っての質問ということでございますので、3 問させていただきたいと思っております。

まず、14 ページでございますけれども、2 番の雑収入、こちらの方の備考中の余剰電力の売払収入でございますけれども、先ほど監査報告の方もございましたけれども、基幹的設備改良工事の介入に

よりまして、発電能力は向上したというお話がございました。そういう中で、昨年度の決算と比較をいたしますと、626万9,000円ほどの増加となっているわけでございますけれども、その発電能力が向上したことによる増収となったのかどうか、その辺の要因をお伺いをさせていただきたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、29ページのこちらにも備考中でございますけれども、昨年度、実はここに温室効果ガス基準量の検証委託料というのが31万6,980円支出をされておりました。今回の決算では支出をされていないわけでございますけれども、環境に関するものであろうかと思っておりますけれども、支出とならなかった、その理由をお伺いをさせていただきたいと思います。

それから、3点目でございますけれども、33ページ、事務報告書で103ページにですね、施設の利用者数が減少しているという方向でございましたけれども、33ページの11の需用費の備考中の燃料費、これ256万6,296円ということで、昨年と比べても96万5,997円の増加となっております。今申し上げましたが、利用者数が減少しているにもかかわらず、燃料費が増加しているということでございますので、その理由をお伺いをさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（武藤政義） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） それでは、最初の質問と二つ目のご質問について、ご回答させていただきたいと思います。

まず、余剰電力の売電収入の増加の件でございます。これは、議員がおっしゃられたとおりでございますまして、基幹的設備改良工事、昨年6月に行っております。この時の工事で発電機の出力が1,980kWから2,370kWまで発電ができるよう改良を行っております。この改良は2炉運転した時に、その最大の発電が出るようになります。その関係で、約1.2倍、これまでより発電が出るということになります。

また、この6月に、この発電設備の工事を行うために、全部の焼却炉を一端止めています。2週間止めています。この間、ごみのごみピットの中に溜まっていきます。2週間あけた時には、ごみがほぼ満杯になります。工事あけた後、どうしても2炉運転の日にちが増えます。そうしますと、その2炉運転が増えた分で発電が増えまして、売電も増えるという結果になっています。

したがって、一つは発電量の出力が高まったこと、もう一つは2炉運転が増えたこと、これによる売電収入の増加でございます。

二つ目の温室効果ガス基準量検証委託でございますが、本件は平成30年度まで実施いたしまして、それ以後は実施しておりません。この理由については、まず温室効果ガス基準量検証委託は、東京都環境確保条例で定められました特定地球温暖化対策事業所におけます年間のエネルギー使用量、こちらは、特定地球温暖化対策事業所に該当しておるのですけれども、その事業所における年間エネルギー使用量を検証するための委託です。大体ここでどれくらいのエネルギーが使われているか測ると、こういった委託でございます。その特定事業所になった場合、東京都へ、その私どもが使っているエネルギーの使用量を報告する義務が課されます。この報告をするに当たり、前もって検証させていただいておるということでございます。

そして、先ほどの基幹的設備改良工事とも関わるのですけれども、平成29年まで、この特定事業所に該当しておりました。これはエネルギーを一定量以上使うからです。ところが基幹的設備改良工事を行ったことで、エネルギーの使用量が一定量未満に下がりました。エネルギーというのは電気、それから灯油、プロパンガスになります。このうち電気はほとんど減ってしまったので、特定事業所から除外をされました。したがって、令和元年度から、この検証委託は行わなくてよくなったとい

うことでございます。

以上でございます。

○議 長（武藤政義） 石川フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、私は3点目の燃料費についてのご質問にお答えをさせていただきます。

通常、フレッシュランド西多摩におきましては、環境センターのごみ焼却で生じる余熱を利用しまして、お湯を湧かして運営をしているところでございますが、環境センターが停止した時のみフレッシュランドのボイラーを稼働させまして、お湯を湧かして営業しているということでございます。

令和元年度は、前年度、30年度に比べまして、環境センターの全炉停止日が16日間増加したことによりまして、フレッシュランド独自のボイラーを稼働させるために、灯油の購入量が増えたことが要因でございます。

以上でございます。

○議 長（武藤政義） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（武藤政義） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（武藤政義） なければ、以上で討論は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号、令和元年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（武藤政義） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（平田監査委員 退場）

午後2時36分 休憩

午後2時37分 再開

○議 長（武藤政義） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま、議題となりました承認第1号、専決処分の承認を求めるにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、令和元年の東京都人事委員会勧告に準じ、令和元年12月以降、給与改定を実施した構成市町の動向に合わせ、「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等」の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案

につきましても、同様の内容にて専決処分を行ったものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております承認第1号、及び附属資料のとおりであります。東京都人事委員会勧告に準じた改正では、勤勉手当の年間支給月数を0.05月引き上げるため、6月・12月期の支給率を、それぞれ「100分の100」から「100分の102.5」に改めております。

次に、羽村市に準じた改正といたしましては、令和2年度の時限措置として、条例付則において、地域手当の支給率を「100分の9」から「100分の8.5」へ引き下げるとともに、部長相当職における管理職手当について、5%減額することとしております。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行しておりますが、勤勉手当の支給月数の改正につきましては、公布の日である令和2年3月13日から施行し、令和元年12月1日から適用しております。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（武藤政義） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） なければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） なければ、以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第6号及び日程第6、議案第7号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第6号、令和2年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び日程第6、議案第7号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま、一括議題となりました議案第6号、令和2年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第7号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第6号、補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,452万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億5,547万9,000円に変更しようとするものであります。

補正の主な内容であります。歳入予算では、フレッシュランド西多摩における臨時休館の影響を反

映し、余熱利用施設等使用料を、上半期の実績に合わせ見直すとともに、前年度決算に基づく繰越金の確定額を計上しております。

また、諸収入におきましては、宮城県大崎市の災害廃棄物受け入れに係る「災害廃棄物処理委託受託金」を計上させていただいております。

この結果、組合市町の分賦金につきましては、7,405万6,000円減額いたしまして、18億3,157万4,000円としております。

歳出予算では、人件費を精査したほか、じん芥処理費の委託料において、契約実績に基づく減額補正を行っております。

また、余熱利用事業費では、歳入同様、臨時休館の影響を反映し、需用費の光熱水費及び各種委託料を減額措置しております。

次に、議案第7号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明いたします。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました、補正予算（第1号）に基づき、組合市町分賦金の総額を18億3,157万4,000円に変更するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第6号、及び議案第7号の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（武藤政義） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） それでは、議案第6号、令和2年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第7号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第6号、令和2年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2,452万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を19億5,547万9,000円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第1款分賦金は7,405万6,000円減額いたしまして、18億3,157万4,000円と定めようとするものでございます。

第2款使用料及び手数料は、2,995万円減額いたしまして、2,680万3,000円と定めようとするものでございます。

第4款繰越金は、7,265万9,000円増額いたしまして、8,265万9,000円と定めようとするものでございます。

第5款諸収入は、682万6,000円増額いたしまして、1,343万4,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は2,452万1,000円を減額いたしまして、19億5,547万9,000円と定めようとする

ものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は、105万8,000円減額いたしまして、2億77万3,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は、1,111万5,000円減額いたしまして、13億9,890万3,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は、2,095万9,000円減額いたしまして、1億4,300万2,000円と定めようとするものでございます。

第5款公債費は、38万9,000円減額いたしまして、1億9,869万2,000円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は、900万円増額いたしまして、1,267万8,000円と定めようとするものでございます。以上、歳出合計は、2,452万1,000円を減額いたしまして、19億5,547万9,000円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。4、5ページお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください、歳入でございます。

第1款分賦金は、7,405万6,000円減額いたしまして、18億3,157万4,000円でございますが、詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、ここでは省略をさせていただきます。

第2款使用料及び手数料は、2,995万円減額いたしまして、2,680万2,000円でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策として、フレッシュランド西多摩の体育館施設とふれあい館を、令和2年4月1日から6月1日まで、浴場施設を令和2年4月1日から6月15日までの間、休館したことと、浴場施設再開後の利用者数において、4割ほどの減少が生じていることから、余熱利用施設等使用料において、2,995万円の減額をしたことによるものでございます。

第4款繰越金は、7,265万9,000円増額いたしまして、8,265万9,000円でございます。

これは令和元年度からの繰越金でございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

第5款諸収入は、2項雑入におきまして、682万6,000円増額いたしまして、1,343万3,000円でございます。

これは、余熱利用施設における光熱水費等の3件、217万4,000円の減額と、宮城県大崎市からの災害廃棄物処理委託受託金、900万円の増額分との相殺でございます。

以上、補正額合計2,452万1,000円を減額いたしまして、歳入の合計額は、19億5,547万9,000円でございます。

次に、7ページをご覧ください、歳出でございます。

第2款事務所費は、105万8,000円減額いたしまして、2億77万3,000円でございます。

これは、第1節報酬において、会計年度任用職員3名の報酬単価精査により、20万円の減額、第3節、職員手当等と第4節共済費において、地域手当の支給率の減等により、140万円の減額となりましたが、第12節委託料において、災害廃棄物と広域支援依頼のあったことにより、広報用資料配布委託料、54万2,000円が増額となり、その相殺でございます。

次に、8ページをご覧ください、第3款じん芥処理費は、1,111万5,000円減額いたしまして、13億9,890万3,000円でございます。

これは、第1節報酬において、会計年度任用職員4名の報酬単価精査により、120万円の減額、第3

節職員手当等と第4節共済費において、地域手当の支給率の減等により、64万4,000円の減額、第12節委託料において契約差金10件、915万円の減額、第26節公課費において汚染負荷量賦課金、12万1,000円の減額が要因でございます。

次に、9ページをご覧くださいまして、第4款余熱利用施設事業費は、2,095万9,000円減額いたしまして、1億4,300万2,000円でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策として、フレッシュランド西多摩の臨時休館を行ったことによる、第10節需用費における光熱水費の減額分、1,091万2,000円、第12節委託料における3件、709万6,000円の減額、第13節使用料及び賃借料におけるサウナマットの減量分と給茶機等の再リースにより、295万1,000円の減額が主な要因でございます。

次に、10ページをお開きいただき、第5款公債費は、2目利子において、38万9,000円減額いたしまして、257万8,000円でございます。

これは、令和元年度借入分の利子が確定したことによるものでございます。

第6款予備費は、900万円増額いたしまして、1,267万8,000円でございます。

以上、補正額合計2,452万1,000円を減額いたしまして、歳出の合計額は、19億5,547万9,000円でございます。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

一般職職員29名、会計年度任用職員7名における、給与費明細書でございます。後にご参照いただければと存じます。

以上で、議案第6号、令和2年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第7号、附属資料をご覧ください。

令和2年度の補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明を申し上げます。

基礎数値といたしまして、表2人口割合比較で、組合市町の人口は、令和2年10月1日現在の人口を採用し、全体で2,770人減少し、27万6,641人で確定をさせていただきました。

組合市町別では、青梅市は992人の減少で13万2,291人、負担割合は47.82%。福生市は734人の減少で5万6,967人、20.59%。羽村市は736人の減少で5万4,783人、19.80%。瑞穂町は308人の減少で3万2,600人、11.79%となっております。

次に表3ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は500トン増の2万9,200トンで、負担割合は47.17%。福生市は100トン増の1万1,800トンで、19.06%。羽村市は100トン減の1万2,100トンで、19.55%。瑞穂町は100トン減の8,800トンで、14.22%。合計で400トン増の6万1,900トンを見込んでございます。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきまして、ご説明を申し上げます。

組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算をしております。

この積算結果から、令和元年度繰越金を差し引いたものが、令和2年度補正後の分賦金でございます。

組合市町別では、青梅市は1,712万9,000円減額となりまして、8億6,177万6,000円、福生市は1,442万8,000円減額となりまして、3億6,247万6,000円、羽村市は2,478万2,000円減額となりまして、3億5,202万円、瑞穂町は1,771万7,000円減額となりまして、2億5,530万2,000円となり

ます。

分賦金の補正額合計 7,405 万 6,000 円を減額いたしまして、分賦金は 18 億 3,157 万 4,000 円でございます。

以上で、議案第 6 号、令和 2 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、議案第 7 号、令和 2 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議 長（武藤政義） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（武藤政義） なければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第 6 号、令和 2 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（武藤政義） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

次に、議案第 7 号、令和 2 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（武藤政義） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第 6 号、令和 2 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（武藤政義） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、令和 2 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（武藤政義） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 2 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、3 時 05 分より、引き続き、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

午後 2 時 57 分 閉会